

## 公務員の職業意識啓発と 市民理解の促進

消防士や警察官などの公務員は海外では社会を支える誇りある職業として尊敬され、子どもたちにもその使命が広く伝えられている。一方、日本では安定した職業という側面だけが強調され、社会への奉仕や使命感といった価値が十分共有されていないのではないかと指摘し、市として**公務員の職業意識向上や市民・児童生徒への理解促進をどのように進めるのか**が質問した。これに対し、市側からは、職員が誇りと使命感を持つこと、市民に公務員の役割を理解してもらうことは重要であるとして、**庁内インターンシップや組織目標の共有などを通じた職員の意識向上、小学校での消防職員による啓発、採用活動におけるPR動画や学生向けインターンシップの拡充などを進めている**との答弁があった。今後も職員の職業意識向上と、公務員の役割や仕事の魅力について効果的な情報発信に取り組むとのことであり、公務の意義を社会全体で共有していくことの重要性が示された。

## 国の経済対策とGX推進に対する 札幌市の対応

物価高騰が続く中、国が重点支援地方交付金の拡充を柱とする総合経済対策を打ち出したことを受け、札幌市としての支援策を検討していくのか質問したところ、市長からは、これまで交付金を活用して**プレミアム商品券の発行や水道料金の減額など市の実情に応じた支援を実施し、一定の効果があった**と認識しているとの答弁があった。国や北海道の施策も勘案しながら、効果的かつ効果的な支援策を講じていく考えが示された。また、GX金融・資産運用特区の推進に関連し、再生可能エネルギーの安定供給には蓄電システムが不可欠である点について質問したところ、市長からは、**蓄電システムは重要な基盤であり、GX推進税制に蓄電池関連産業を位置づけ、さらに、GXファンドなどを活用して投資を呼び込み、脱炭素社会の実現とエネルギーの安定供給を進めていく**との考えが示され、国の経済対策とGX政策を活用した持続可能な都市づくりへの方向性が示された。



## 札幌市議会議員控室

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所17階

TEL：011-211-3235 FAX：011-218-5126

## 市政報告だより

発行：荒井いさお

## 市政報告

### ご挨拶

札幌市北区にお住まいの皆様、令和5年5月2日より公務に励ませていただいております、荒井いさおです。

わたくしは、「自分の生まれた故郷札幌を一步前に進めたい、国際競争の下札幌市を世界基準に押し上げていきたい、次の世代の未来に引き継げる札幌を創っていきたい」と強く願っております。「経済発展なくば、地域の発展、札幌を創った方々への福祉・次世代の将来につながる子育て支援は行えない」との考えのもと、就任以来、議会内外で質疑応答、関係部局と要望を踏まえ意見交換を行って参りました。この度、市政報告をさせていただきます。

# 荒井いさお

札幌市議会議員



## シベリア抑留者の調査と遺族への思い

※令和7年12月3日 札幌市議会令和7年第4回定例会から抜粋

市議会では、戦後80年を迎える中で、シベリア抑留者の身元特定に関する国の調査について取り上げました。戦後の平和な日本の礎は、過酷な抑留生活の中で命を落とされた多くの方々の犠牲の上に築かれたものであり、改めて深い敬意と哀悼の意を表したいと思えます。

現在もなお、シベリア抑留中に亡くなられた方のうち**1万4千人以上の身元が不明とされています**。厚生労働省はロシア政府などから提供された資料をもとに個人特定の調査を進めていますが、近年は月に10人程度の特定にとどまっており、遺族の高齢化を考えると、時間との闘いとなっています。ご遺族が存命のうち、家族の最期の足取りを知る機会が失われてしまうのではないかと懸念も広がっています。

札幌市にもシベリア抑留に関係する遺族の方が多くいらっしゃいます。私自身の縁戚にもシベリア抑留で亡くなった者がおります。当時は亡くなった場所さえ分からず、長く戦死として扱われていました。2000年代半ばになって、厚生労働省から**死亡時の状況や場所などの情報が届けられました**が、**家族の中には「なぜ今なのか」と嘆く声もありました**。この経験からも、調査の重要性と同時に、時間の重みを痛感しています。

抑留問題は本来、国が責任を持って取り組むべき課題ですが、札幌にも多くの遺族がいる以上、本市にとっても決して無関係ではありません。私は、遺族の思いに寄り添いながら、国の調査が着実に進むよう、市としての認識や対応について質問を行いました。今後も歴史の事実と向き合い、遺族の思いに寄り添った取り組みが進むよう、引き続き注視してまいります。

Topics 02

## Googleワークスペース導入後の課題と対応について

札幌市が職員向けに導入したGoogleワークスペースについて質問しました。従来の製品から変更することで、働き方の柔軟化や年間1億円以上のコスト削減が見込まれるとされており、この取組自体は評価できるとした上で、「導入から約2か月が経過した現段階で、どのような課題を認識しているのか。また、その課題にどのように対応しているのか」と質問しました。

「題」との認識が示されました。また、文書のレイアウトが崩れるなどの問題もあると説明されました。対応策として、マニュアルや研修動画の提供、所内の情報共有をしているほか、業務に影響が出る場合はソフトを併用するなどの対応を行っているとの答えをいただきました。

Googleワークスペースを、今後も使い続ける中で新たな課題が見えてくる可能性がある」と指摘し、現場の声を丁寧に拾いながら改善を続け、さらなる業務効率化につなげていくことを求めました。

Topics 03

## 未成年者の住所変更手続とDV支援措置の運用

未成年者の住所変更手続とDV支援措置の運用について質問しました。近年、DV被害者を守るための制度が本来の目的とは異なる形で利用されているのではないかと問題意識を示し、「一方の親の申出だけで子どもの住所変更手続が行われる場合があるが、その法的根拠は何か」と質問しました。

による届出であるため、民法の取消権の対象とはならない」との見解が示されました。さらに、DV支援措置については「住所を探索されることで危険が生じるおそれがある場合に実施している制度であり、相手方の申出だけで支援措置を取消すことは難しい」との認識が示されました。

最後に、DV支援措置によって実際に救われている人がいることは理解するとしつつも、制度の運用を巡って様々な課題が指摘されていることと、その上で、被害者保護を前提としながらも制度の適正な運用を図るため、自治体として可能な対策を検討するとともに、必要に応じて国へ制度改善を求めていくことが重要であると思います。



これに対しスマートシティ推進部長からは、「住民基本台帳法では転入・転出した本人が届出を行うこととされているが、未成年の場合には法定代理人である父母が代わりに手続を行う」と説明がありました。そのため、**実際の運用では届出を行う親の代理権などを確認したうえで受け付けており、「父母双方の同意までは求めていない」と**のお答えをいただきました。

また、もう一方の親が住所変更の取消しを求めた場合の扱いについても質問しました。これに対し市側からは、「未成年者本人が行った法律行為ではなく、法定代理人

Topics 04

## 特別養子縁組の現状と情報管理体制について

(決算特別委員会 令和7年10月23日)

民間あつせん機関による**特別養子縁組の現状と情報管理について**質問したところ、市からは、平成28年制定の法律により、**養子縁組のあつせんは可能な限り国内で児童が養育されることや、営利目的で行ってはならないこと**などが定められているとの説明がありました。また、札幌市では市内の医療機関1か所を養子縁組あつせん事業者として許可しており、令和6年度末までの7年間で合計8件の特別養子縁組が成立しているとのことでした。さらに、この事業者は国際養子縁組を行わない方針であり、海外

への養子縁組の実績はないとお答えいただきました。加えて、養子縁組の経緯などの情報は永年保存することが国の指針で定められており、災害等による消失を防ぐため厳重に管理されているほか、**仮に事業を廃止する場合には児童相談所などへ情報を引き継ぐ仕組みが整えられている**との説明がありました。

以上のことから、市として一定の管理体制が整備されていることが確認できたものの、今後も行政として情報管理の徹底を求めていく必要があると感じました。

Topics 05

## 共同親権導入を見据えた学校行事と別居親への対応について

(決算徳部地委員会 令和7年10月27日)

来月5月に**施行される改正民法による共同親権制度を踏まえ、学校行事の位置づけや別居親への対応について**教育委員会の見解を質問しました。

まず、運動会や卒業式などの学校行事が、法務省のQ&Aでは「日常行為」とされる一方、学習指導要領では「非日常的な活動」と表現されている点について質問したところ、教育委員会からは、法務省のQ&Aでは監護や教育に関する日常の行為の例として学校行事が示されており、教育委員会としても同様の認識であるとの答えをいただきました。

**日常的」という表現は、学校生活に変化やリズムを与える体験活動の性質を説明したものであり、概念として矛盾するものではない**との説明がありました。

さらに、別居親への情報提供については、同居親・別居親に関わらず父母双方の申告や協議内容を踏まえ、適切に判断し配慮していく必要があるとの見解が示されました。

これらを踏まえ、改正民法の趣旨を現場に分かりやすく周知し、子どもの最善の利益を第一にした運用を進めることが重要であると感じました。

また、**学習指導要領の「非**